

## 公 示

### 準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年 1月27日

関東運輸局長 又野 己知

### 記

別添のとおりとする。

附則（平成27年8月10日 一部改正）

1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。

附則（平成27年8月19日 一部改正）

1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。

附則（平成27年10月1日 一部改正）

1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。

附則（平成28年7月15日 一部改正）

1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。

附則（平成28年8月1日 一部改正）

1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。

附則（平成29年8月23日 一部改正）

1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。

附則（平成30年8月24日 一部改正）

1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。

附則（平成30年10月1日 一部改正）

1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。

附則（平成31年4月11日 一部改正）

1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。

附則（令和元年8月23日 一部改正）

1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

- 1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

- 1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

- 1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

- 1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）

- 1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）

- 1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

附則（令和4年8月30日 一部改正）

- 1 本公示は、令和4年8月30日 から適用する。

附則（令和5年8月31日 一部改正）

- 1 本公示は、令和5年8月31日 から適用する。

附則（令和6年8月30日 一部改正）

- 1 本公示は、令和6年8月30日 から適用する。

附則（令和6年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和6年10月1日 から適用する。

(別添)

## 準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和5年度末 車両数(両)	令和5年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	23,650	21,022	28,080	15.8
	北多摩	1,074	954	1,678	36.0
	南多摩	783	682	1,194	34.4
	西多摩	115	102	195	41.0
神奈川	京浜	4,752	4,104	6,712	29.2
	県央	1,455	1,241	1,984	26.7
	湘南	251	223	382	34.3
	小田原	335	297	473	29.2
千葉	京葉	1,018	902	1,509	32.5
	東葛	649	577	1,019	36.3
	千葉	724	644	1,194	39.4
	市原	187	164	380	50.8
	南房	237	198	350	32.3
埼玉	県南中央	1,395	1,240	2,301	39.4
	県南東部	632	562	1,132	44.2
	県南西部	808	718	1,456	44.5
	県北	231	205	335	31.0
茨城	県北	248	190	372	33.3
	水戸県央	422	367	696	39.4
	県南	523	423	789	33.7
	県西	181	146	295	38.6
栃木	宇都宮	427	380	833	48.7
	県南	241	208	383	37.1
	塩那	119	98	215	44.7
山梨	甲府	261	232	347	24.8

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

## 1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

## 2. 適正車両数の算定基礎数値

## ①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和5年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	727,568,713	0.96	1,471,774,584	0.44	6,359,468	0.80	0.90
	北多摩	29,353,678	0.92	66,798,055	0.49	385,078	0.80	0.90
	南多摩	22,138,582	0.92	49,838,920	0.49	277,517	0.80	0.92
	西多摩	3,450,631	0.91	7,842,296	0.52	43,632	0.80	0.90
神奈川	京浜	118,946,910	0.95	270,235,395	0.44	1,466,041	0.80	0.93
	県央	37,791,893	0.91	82,234,472	0.50	511,658	0.80	0.94
	湘南	6,900,308	0.93	14,601,149	0.51	86,739	0.80	0.90
	小田原	6,956,307	0.96	13,705,130	0.47	95,945	0.80	0.90
千葉	千葉	25,887,166	0.93	54,769,645	0.49	329,418	0.80	0.90
	東葛	16,539,250	0.93	37,233,838	0.49	224,323	0.80	0.90
	千葉	15,079,199	0.94	32,500,579	0.44	208,849	0.80	0.90
	市原	3,459,225	0.94	7,780,438	0.51	66,190	0.79	0.90
	南房	4,632,785	0.93	10,036,576	0.51	78,144	0.75	0.90
埼玉	県南中央	32,911,237	0.92	74,621,749	0.48	477,998	0.80	0.90
	県南東部	15,515,111	0.91	36,359,093	0.47	225,844	0.80	0.90
	県南西部	22,674,352	0.91	53,193,204	0.50	306,974	0.80	0.90
	県北	4,803,745	0.92	9,729,968	0.52	77,265	0.80	0.90
茨城	県北	3,657,350	0.93	8,257,564	0.47	71,266	0.69	0.90
	水戸県央	7,447,224	0.95	15,651,719	0.50	132,344	0.78	0.90
	県南	9,779,982	0.95	19,915,250	0.49	147,293	0.73	0.90
	県西	2,835,040	0.93	5,849,275	0.52	55,831	0.73	0.90
栃木	宇都宮	9,513,219	0.95	17,843,748	0.51	127,903	0.80	0.90
	県南	4,096,228	0.92	8,782,763	0.51	81,385	0.78	0.90
	塩那	2,301,995	0.94	4,931,580	0.52	38,477	0.74	0.90
山梨	甲府	4,287,198	0.94	9,537,038	0.46	83,846	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.23	0.32
神奈川	京 浜	40	0.33	0.42
千葉	京 葉	9	0.33	0.40
	東 葛	1	0.42	0.48
	千 葉	28	0.47	0.53
埼玉	県南中央	17	0.47	0.53

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- \*1……「平均対前年度対比」は、平成30年度から令和5年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- \*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和元年度から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- \*3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- \*4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率